(毎週月・水・金曜日発行)

第三千二百二号

平成 二月二十二日 (月曜日)

右 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出. 公 告 目 同 告 示 次 (水産振興課) ... 県下

自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札 務 :

肥料の検査結果の概要の公表..... 肥料登録事項の変更. (安心推進課)

選挙管理委員会

同 :

 \equiv

:

三.

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出... 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表...... 事 同同務 局 :: 끄디

政治資金規正法による政治団体の解散の届出..... : : Ħ. 껃

同

政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表.......

示

青森県告示第九十二号

り、漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第百十二条第一項の規定によ 漁船損害等補償法施行令 (昭和二十七年政令第六十八号) 第五条第一項の規定によ

> り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとお

平成二十二年二月二十二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

外 ヶ 浜	名加 人区 称の	
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越二九三番地二東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本五八番地三東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本五八番地三佐々木昭治	発起人の住所及び氏名	届出事項
ま三か二二平 で月ら十年成 八同二二二 日年日月十	期間	指定漁船部
合業外 協ヶ 同浜 組漁	場所	調書の縦覧

青森県告示第九十三号

ıΣ り公示し、 る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとお 漁船損害等補償法施行令 (昭和二十七年政令第六十八号) 第五条第一項の規定によ 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定によ 届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

		大石光明	
	まで	│ 下北郡佐井村大字長後字長後川目一〇七番地	
	三か二 月ら十 八同二 日年E	下北郡佐井村大字佐井字糠森一一七番地	
注集佐 協井 同村 組漁	二平 年成	田中 勝年 一一 一下北郡佐井村大字佐井字磯谷二三二番地	佐井
間 場 所	期		名加入区
定漁船調書の縦覧	指定漁	届出事項	

公

自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

平成二十二年二月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

一般競争入札に付する事項

- 業務名 自動車税納税通知書等の作成業務
- 2 業務内容 入札説明書による
- 業務期間 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 作成予定数量
- 自動車税納税通知書 (封筒作成、封入封かんあり) 四十二万四千通
- 自動車税納税通知書 (封入封かんなし)

三万五千通

青

- 四) 自動車税納税通知書兼減免通知書 (封筒作成、封入封かんあり) 三千通 自動車税減額通知書 (封筒作成、封入封かんあり) 万六百通
- (H)
- 自動車税口座振替不能通知書兼督促状 (封筒作成、封入封かんあり)

(六)

自動車税催告書 (封筒作成、封入封かんあり)

自動車税徴収引受通知書 (封筒及びチラシ作成、封入封かんあり)

五万五千四百通

一千通

兀

- 二万九千三百通
- 通知書等納入場所 青森県総務部税務課の指定する場所

入札に参加する者に必要な資格

- い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな
- 2 造の請負に係る契約において、フォーム印刷の営業品目を登録し、かつ、Aの等 森県告示第百九十九号 (物品等の競争入札参加資格) の一の規定により物品の製 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号又は平成二十一年三月二十七日青

級に格付けされた者であること。

4 3

- 青森県内に本店又は支社、支店若しくは営業所等を有している者であること。
- 字できる者であること。 C/EAN 128) バーコード) 及び郵便物のカスタマバーコードを生成、印 一定以上の品質を有するコンビニ収納用バーコード (GS1 128 (旧UC
- 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること

資格の審査等

5

1

- められた場合には、これに応じなければならない。 について、自動車税納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格申請書 (以下「申請書」という。) に関係書類を添えて、青森県総務部税務課長へ申請 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、二の4に定める資格を有すること 審査を受けなければならない。なお、当該申請書の内容について説明等を求
- 関係書類

2

- たもの 十種類 コード (GS1 128 (旧UCC/EAN 128) バーコード) を印字し 県が提供する電子データから県の指定する規格の用紙にコンビニ収納用バー
- コードを印字したもの 県が提供する電子データから県の指定する規格の用紙に郵便物のカスタマバー 十種類
- 3 提出部数 各_|部
- 提出期限 平成二十二年三月十日

4

- 審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。
- 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目一の

青森県総務部税務課税務電算グループ

〇 七 七二二 一一一 (内線五四二〇)

- 五 入札及び開札の場所及び日時
- 場 所 青森市長島一丁目一の一

1

青森県庁舎東棟 — 階 経理課入札室

日時 平成二十二年三月二十五日 午後一時

2

- その他 郵送又は電送による入札は認めない
- 入札執行回数

六

原則として三回を限度とする。

వ్త

七 単価契約につき不徴収 入札保証金及び契約保証金に関する事項

契約書の取り交わしの時期 平成二十二年四月一日

八

落札者の決定方法

九

札者に決定する。 に各通知書等の作成予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合算額が最低である者を落 た金額が、それぞれ各通知書の予定価格の制限の範囲内であり、 入札書に記載された通知書ごとの金額にそれぞれ百分の五に相当する額を加算し かつ、これら金額

十 その他

2 入札の無効

契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

反した入札は無効とする。 入札書の記載方法

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額 当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相 納税通知書等それぞれ一通当たりの金額とする。

入札手続の停止等

4

いて停止等の措置を行うことがある。 平成二十二年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続につ

肥料登録事項の変更

とおり登録事項の変更の届出があったので、同法第十六条第二項の規定により公告す 肥料取締法 (昭和二十五年法律第百二十七号) 第十三条第一項の規定により、 次の

平成二十二年二月二十二日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

三青 五森 六県 号第	三青 五森 五県 号第	三青 四森 三男	三青二森〇県	三青 一森 九県 号第	三青 一森 八県 号第	登録番号	
肉骨粉	粉蒸 製 骨	肉 骨 粉	粉蒸製毛	粉び乾 末そ血 の及	肉骨粉	種 II 料 σ	4
ーチポ ルキー シミ&	粉豚 蒸 製 骨	チキンミ	F =	— B, — M,	M M, B,	名肌 ** 称の	4
会工三 社業共 株理 式化	会工三 社業共 株理 式化	会工三 社業共 株理 式化	会工三 社業共 株理 式化	会工三 社業共 株理 式化	会工三 社業共 株理 式化	はの: 名氏: 称名	産業
六丁区東 区代 五 七 七 れ の 一	六 国代 日 五 七 の の	六 目代 日 五 七 の の	六 目代 日 五 七 の の	六 目代 日 五 七 の の	六 目代々 五 七 の の で で れ で る れ っ の の の の の の の の の の の の の の の の の の	変更前	生産業者
五丁区東 目代京 五々都 五木渋 の一谷	五丁区東 目代京 五本 五本 の一谷	五丁区東 目代京 五本大都 の一谷	五丁区東 目代京 五本大都 の一谷	五丁区東 目代京 五本大都 の一谷	五丁区東 目代で都 五本 の一	変更後	日の住所
"	"	"	"	"	≕平 10• 元	年変月 日更	

肥料の検査結果の概要の公表

の検査の結果の概要を次のとおり公表する。 肥料取締法 (昭和二十五年法律第百二十七号) 第三十条第七項の規定により、 肥料

平成二十二年二月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

平成二十一年十月分

選挙管理委員会

		検査	蚤の結果の概要	肥料	肥料	は生	登 辑
その他検査	保証票調査		検分 査析	肥料の名称	の種類	和業人	対は屋
検査	調査	項指 摘 事	項 目	4:01	大只	は名称及び住所と産業者の氏名又	登録又は届出番号
指摘事項なし	指摘事項なし	なし	P 主成分・T N、T	料工混合有機質肥	指定配合肥料	五年の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の	第二号
指摘事項なし	指摘事項なし	なし	主 成分・A l	シウム肥料 五三・ 炭酸カル	料炭酸カルシウム肥炭酸カルシウム肥	の六角柄折字柳平二八角柄折字柳平二八八戸炭酸カルシウ	第二八号
指摘事項なし	指摘事項なし	証成分量不足TK、CMgで保	ニッケル、ヒ素 ウム、クロム、チ ウム、クロム、チ を、CMg K、CMg K、CM F ドミ ステン、水銀、鉛、 ドミ ステン、ア	レット有機入り燃焼灰ペ	化成肥料	の一二 木字並木西一七一 木字並木西一七一	第三六二号

ついて検査した結果である。 うに必要袋数 (ばらの場合は必要部位数) を抽出し、混合した試料1点に(注) 1 分析検査及びその他の検査欄は、検査対象口全体の肥料を代表しうるよ

比較した結果である。
2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを

3 主成分の略号は次のとおりである。

苦土、A1 アルカリ分 TN 窒素全量、TP りん酸全量、TK 加里全量、CMg く溶性

青森県選挙管理委員会告示第十号

のとおり告示する。 団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により政治政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一項の規定により政治

平成二十二年二月二十二日

青月太林 圓不選送 举手 谷目 理性 禾女 三貝 公 禾女 三貝 巨尺

Ш

村

能

人

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

後援会	田後援会幸福実現党十和	名 対 団体の
松井	森光	氏代
信雄	淨	表名者
松井	森光	氏会計
信雄	淨	責 任 名者
三福民西五三の二黒石市大字牡丹平	二五四 上野字山添四五の 上野字山添四五の	所 在 地
111111111111111111111111111111111111111	三平 一·	年届 月 日出
	援会	接会 松井 信雄 松井 信雄 字福民西五三の二 三・一・後援会 料 信雄 松井 信雄 字福民西五三の二 三・一・ 二五四 三・一・ 二五四 三・一・ 二五四 三・一・ 二十

青森県選挙管理委員会告示第十一号

定により告示する。の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定により、次

平成二十二年二月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

る選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部一以上の市町村の区域又は公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第十二条に規定す

	塚本恭一	京 一	新岡	表者	代	会小野俊逸後援
の	青森市古川一の二	の八川原市字芭蕉	一五 五所 の:	だの所在地 たる事務	所主のた	森後援会
後	会というなのである。	接会幸福実現党青森後	援幸会福	政治団体名	政治	幸福実現党青
	半澤紀	公人	安部	会計責任者	会計	
	上田一博	敏 行	斎藤	表者	代	森県本部 幸福実現党青
_ _ _	青森市古川一	一の三	一青の森	がの所在地である。	所主のた	
	伝法谷 春彦	明巳	加藤	会計責任者	会計	援会 佐々木慶和後
	新谷・千恵	泰造	新谷	表者	代	る会 市政を良くす
	駒井 満夫	涉	齋藤	表者	代	業政治連盟 青森県木材産
	小笠原 利夫	里志	柾谷	表者	代	会 荒川重雄後援
	旧	新		異動事項	異	名 政 治団体の 称

政党以外の政治団体

!					
	建設支部 森県農村整備自由民主党青	力支部 自由民主党車	F E S	ョ [[支] 日由民主党五	名 政治団体の 称
	会計責任者	会計責任者	代 表 者	所の所在地 地	異動事項
	熊谷國治	工藤大	澤田良一	の一 上市川字上市川四 三戸郡五戸町大字	新
	修	松橋 幸治	川﨑七保	モ沢向八の一三戸郡五戸町字下	旧
	1111- 1-110) · •	= -	三平 ・ 成 ・	年届 月 日出

青森県選挙管理委員会告示第十二号

次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、

平成二十二年二月二十二日

る選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部ー以上の市町村の区域又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条に規定す

青森県選挙管理委員会委員長

]||

村

能

人

政党以外の政治団体

自由民主党青森県農業支部

社会民主党青森県第一区支部連合

平成三・三・三0

平成三

•

 \equiv

· 崇

 \equiv

政治団体

の名称

解散年月日

届出

年月日

善大 竹山 美虎 一幸路 石郷岡 寿英 「竹山 美虎 一章 一个 一章 一个 一个 一个 一个 一个

(むつ市議会議

帝政を良くする

新谷

泰造

四〇市新町一七の

三平 一・ハ

(公職の種類)届出者の氏名

名 管理団体の

氏代 表

名者

所 在 地

年届

日出

月

青森市長倉	行所・
島一丁森目	 行人)
番	
県号	

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目|番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一	毎週月・水
枚	金金
一付十五円	曜日発行

銭

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
佐々木誠造浪岡後援会	平成三・三・霊	平成三・一・五
泉信也青森県陸運関係後援会	111-111-11	= - ^
米田由太郎後援会	二 二 三 三	= - ^
田中清造後援会	1]] • [1] • 11]0	1111- 1-111
古舘剛浩後援会		1111- 1-12
堺孝悦後援会]]·]·]]	三二 一
青森県柔道整復師連盟津島雄二後援会	三]・二・元	11: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1:
佐藤昭郎青森県後援会	≕ · ∴ 六	1111: 1:11
青森県選挙管理委員会告示第十三号		
を次のとおり告示する。 金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等、政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による資	第一項の規定に	より、その名称等項の規定による資
平成二十二年二月二十二日		

平方二十二年二月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長

Ш 村 能 人